日中關税協定と一九三〇年關税

久保亨

はじめに
第一節　日本の税率協定要求
第二節　税率協定問題と中國
第三節　日中關税協定の交渉過程
（一）　税率据置品目に關する交渉
（二）　條約形式に關する交渉
（三）　税率据置期間に關する交渉
第四節　立法院の異議申立て
第五節　三〇年關税の編成
（一）　財政部原案の作成とその施行延期
（二）　財政部原案の修正過程
おわりに

はじめに

近年の中華民國史研究の進展によって、國民政府の民族主義的な性格、並びにその經濟政策が中國經濟の自立的發展に對し果たした肯定的な役割については、ある程度明らかにされてきた。(1) とはいえ國民政府をめぐる複雑な國際關係、國民

政府を擔った個々の政治家の考え方や行動の特質、政府の政治行政機構の實態、社會的經濟的諸勢力との關係等の解明は、まだ緒に就いたばかりのように思われる。要するに歴史の理解に不可缺なはずの細部がほとんど描かれていない。(2) しかし研究の進展を阻む要因の一つであった史料の不足という狀況は、一九九〇年代を迎える頃から、急速に改善されつつある。(3) 本稿は南京、臺北、東京などにおいて新たに整理・公開が進んだ史料を用いながら、日中關税協定の締結から一九三〇年關税の實施に至るまでの日中兩國間の外交交渉の過程と國民政府の政策決定過程を具體的にたどり、上記の課題に一歩でも迫ろうとする試みである。

中國の關税自主權が完全に回復したのは、一九三〇年五月のことであった。日中關税協定が締結され、列強のうち最後まで未承認のまま殘っていた日本が、一部品目の税率据置などの條件附きながらも、ようやく中國の關税自主權を承認したからである。この年の末、一二月二九日に中國國民政府は新しい輸入關税を公布し、一九三一年一月一日から施行した。これを普通、公布の年にちなみ一九三〇年關税、もしくは簡單に三〇年關税と呼ぶ。

日中關税協定の締結過程を日本側の動きを中心に解明した作業として、副島昭一の研究がある。(4) それを手がかりにしながら、本稿は、とくに中國國民政府側の政策決定過程を考察しようとするものである。

第一節　日本の税率協定要求

關税協定を結ぶための日中兩國間の外交交渉が日程にのぼり、中國の關税自主權回復が目前に迫ってきた時、日本國内の商工業者たちは自國政府に對し強力な働きかけを行い、日中兩國の間で税率協定を締結し、中國に低率の輸入關税を維持させようとした。(5)

一九二九年六月一日、日華實業協會と日本經濟連盟會は日華通商條約の改訂問題をテーマとして第一回の聯合協議會を開いた。以後、協議會の開催は十數回に及び、各業界ごとの具體的要求をとりまとめた文書が日本政府に提出されてい

る。(6) これと平行して東京商工會議所や大阪商工會議所などでも話合いが進み、同年七月八日、日本商工會議所日支通商條約改訂問題委員會の名義により日本政府に對し「日支通商條約改訂ニ關スル意見」という文書が提出された。この意見書は國際情勢から見て中國の關稅自主權承認は避けられないとの認識に立ち、次のように條件附き承認の方針を打ち出している。「支那政府ノ關稅自主權ノ回收ハ日支通商貿易上ノ將來ニ對シ多大ノ脅威ヲ與フル虞ナシトセサレトモ、昨年來米國ヲ始メ諸外國カ既ニ支那ノ關稅自主權ヲ認メタル以上、獨リ我國ノミ之ヲ拒ミ難キ事情アルヲ以テ、左ノ條件ヲ付シ其ノ要求ニ應スルノ外ナシ」。そして關稅自主權承認のための條件として、①重要品目に對する「成ルヘク長期閒ニ亘ル」稅率協定の締結、②內國關稅の撤廢、③國內消費稅課稅の內外同等扱い、④陸境關稅三分の一減稅の維持、⑤外國人管理の現行海關制度存續、⑥噸稅の輕減という六點をあげた。(7)

しかし經濟團體から上記のような要求を提出された日本政府の側には、それをすべて受け入れるわけにはいかない複雜な事情があった。なぜなら政府としては少なくとも次の三つの問題を考慮しなければならなかったからである。

その第一は國際情勢にかかわる問題であった。一九二〇年代末の當時、列強閒の角逐は次第に激しさを增してきたとはいえ、なお依然として國際情勢の基調には一種の國際協調體制としてのヴェルサイユ＝ワシントン體制が存在しており、列強閒の公然たる武力衝突は相互に回避されていたし、アジアなど歐米以外の地域に於いては民族主義政權の擡頭を容認する政策がとられていた。(8) 一九二九年に成立した民政黨の濱口雄幸內閣も、こうした國際情勢に適應し、外交問題の平和的解決に向け努力する立場を表明していた。

第二に當時の日中關係にかかわる問題である。周知のとおり濱口內閣の前の田中義一內閣が「積極外交」として知られる強硬な對華外交を推進した結果、日本は山東出兵、張作霖爆殺事件等を通じて中國側から強い反發を招くとともに、列強中でもひとり對華外交に於いて孤立する羽目に陷っていた。このことは日本の支配層の中で深刻な危機感をもって受けとめられた。たとえば在華有力日本資本が名前を連ねていた「金曜會」の機關誌は、次のような論評記事を掲載してい

る。「最近英米二國の對支態度が所謂その親善政策の旗幟を鮮明にし、政治上經濟上著しく接近し來った事實」があり、「今や列強は支那に協することにより自れを利し、支那を富ましむることによって自らを富ましめむとしつつある。……この時代この趨勢に處してわが日本は何を爲しつつあるであろうか。我ら現地の商人は特にこの點に多大の疑慮を感ぜざるをえない」(9)。こうした危機意識に應えるべく、濱口内閣は新政權發足に際しての十大政綱の一つに「平和的日支の國交刷新」を掲げざるをえなかったのである。いわゆる第二次幣原外交がこうして開始された。

第三には、國民政府側の日本に對する姿勢に、注目すべき變化の兆しが生まれていた。一九二九年一〇月二〇日、日本の佐分利公使が王正廷外交部長に對し互惠税率設定の可能性を探った際、王正廷はこう語っている。「……日本向支那商品ハ原料食料品ニシテ無税ナルニ反シ、支那向日本商品ハ工業品ニシテ有税ナルカ故ニ、税率ノ協定ヲ爲スモ互惠ト言フヲ得ス、支那國民ハ必スヤ虚僞ノ互惠ナリトテ反對スヘシ。然レ共支那ハ政治的ニ日本ノ援助ヲ受クヘキカ故ニ、其ノ代償〔原文では「對償」〕トシテ經濟的利益ヲ日本ニ與フル覺悟アリ。依テ支那カ一方的ニ特定商品（品目ハ極度ニ限定スル積リノ如シ）ニ付、一定ノ期間（時ニ一年ト言ヒ時ニ二、三年ト述ヘタリ）現行税率ヲ据置クコトト爲スヘク、其ノ形式トシテハ或ハ外部ニ公表セサル往復文書ニ依ルカ、或ハ支那ニ於テ自發的ニ品目ト期限トヲ特定シテ据置ヲ決定シ、其ノ旨ヲ日本ニ通告スルノ方法ヲ採ルコトヲ得ヘシ」(10)。またやはり同じ佐分利公使が財政部長の宋子文と會談した際、宋は「互惠條約ヲ締結スルコトハ全然不可能ナリ。然レトモ日本ノ貿易及工業ニ對シテ相當ノ保障ヲ與フルコトハ異存ナキニ付……」と語っている(11)。

王正廷外交部長や宋子文財政部長の發言の中に、税率協定をめぐり中國側が譲歩してくる可能性を嗅ぎとった日本政府は、經濟團體から出された要求を基礎におきながら、その中のあまりにも過大な要求内容を削除した上で、中國側との交渉に臨もうとしていた。一九二九年一一月から一二月にかけ外務省通商局で作成されたと推測される「關税事項方針案」では、①中國の關税自主權承認、②關税税率据置協定の締結、③最惠國待遇條項の規定、④國内通行税の免除、⑤自由貿

易原則の確定、⑥滿鮮陸境貿易の關稅輕減制度の三年間繼續という六項目が列擧され、②の關稅協定に關しては、對象とすべき品目名並びに稅率据置期間五年間という具體的提案が盛り込まれている。(12)

こうした經緯を踏まえ、日本の濱口內閣は在上海重光總領事に對し、一九三〇年一月初め、中國側との間で關稅問題に關する交渉を開始することを正式に訓令した。それは「支那側ニ於ケル必至ノ勢タル關稅自主ノ實行前ニ、關稅問題ニ關スル事態ノ調整ヲ爲サン」とする見地から、日本にとって望ましいと思われていた全般的な稅率互惠協定を諦め、特定品目に關する現行稅率の一定期間据置程度の協定といった「妥協的考量」により、「事態ノ紛糾ヲ重ヌルコトヲ避クル」狙いが込められていた。中國側が要求している關稅自主權の承認には應じざるを得ない、その際に附ける條件もかなり限定された內容にならざるを得ない、と日本側は交渉當初から判斷していたわけである。(13) この訓令の內容に示された關稅問題に關する日本側の交渉方針は、その後二四日、正式に閣議決定されている。(14) しかし特定品目に關する現行稅率の一定期間据置程度の協定といった方策が、たとえ日本側にとって受入れ可能な「妥協的考量」だったとしても、その同じ內容が中國側にとっても容易に受入れ可能な妥協策になるとは限らない。中國側には次に述べるとおり、民族主權の完全な回復を求める強い要求が存在していた。

第二節　稅率協定問題と中國

中國國民政府にとって、日本品に對する輸入關稅稅率の据置を意味する稅率協定を日本との間で締結することは、容易ならぬ選擇であった。まず第一に、それは中國國內の商工業者から猛反發をかうことが、目に見えていたからである。たとえば當時、上海の商人團體は次のように述べて、新關稅制定への期待を表明していた。「現在、我國の製造業、たとえば絹人絹織物・マッチ・石鹸・セメント・紙卷タバコ・酒等の製造業界は、いずれも外國品のダンピング輸出に壓迫され、日增しに衰退しつつある。もし關稅稅則上、適切な挽回策を檢討しないというのであれば、恐らく今後發展していく

ための良策などないであろう。……そもそも現行の關稅稅則は、以前の北京關稅會議における草案を踏襲したものであって、內容に好ましくない點が多い上、その施行方法でも種々の妥協を重ねており、國定稅則を實施しようとの精神から相隔たること甚だ遠いものになってしまっているものである。このたび中央が新たに國定關稅稅則を改訂しようとしているのは、まさに實業界が自ら救濟を圖るための好機にほかならない」(15)。

次節で述べるように日中關稅協定に關する交涉內容が祕密にされていたため、當初、中國國內にそれほど目立った動きは見られない。しかし協定案の要點が漏れ傳わるにつれ、商工業團體を中心に強い反對の聲があがりはじめた。たとえば全國商會聯合會は次のように打電している。「期待される關稅自主權とは、利害得失を斟酌し時宜を見計らって巧みに關稅を課する權利を、國家が掌握することである。そうなれば全國の商工業も保護關稅の利益を蒙り發展していくことができる。しかし今もし日本と互惠稅率を結ぶようなことがあれば、他國も必ず次々に同樣の措置を要求するようになり、我國としてもそれを拒絕しにくくなるであろう。互惠とは名ばかりのことで、實際は『獨惠』、すなわち一方的に惠むだけになるではないか。……協定關稅という九〇年來の束縛から脫するという我國商工業の希望が完全に絕たれてしまう」(16)。この時期、同主旨の態度を表明した主な商工業團體には、下記のようなところがあった(以下の括弧內は態度表明した日附)。上海特別市商民協會綢緞業分會(二月二〇日)、中國國產綢緞上海救濟會(同日)、華商紗廠聯合會(同月二五日)、上海機器麵粉公司公會(同月二六日)、上海機製國貨工廠聯合會(同月二七日)、中華國貨維持會(同月一八日及び二八日)、江浙絲綢機織聯合會(三月一日及び一三日)、北平總商會(二月二八日及び三月二一日)等(17)。

協定案をめぐり國內世論も激高した。國民黨左派系の影響が強かった新聞は端的に「(中日兩國間の)生產力水準に差があるのだから、公平に利益を得ることは絕對に困難である。名は互惠でも、その實は『獨惠』である」と論評している(18)。また「中日兩國間の貿易に卽していえば、互惠という原則は關稅の自主的課稅という方針と根本的に衝突するものである。國內產業を保護する政策を期待するのは、きわめて困難であろう。……もし政府が人民からの申立てを聞き入れず獨

善的に進んでいくのであれば、全國人民は中日關稅協定が人民の共通の意思に反するものであって、斷じて承認できないことを正式に宣言しなければならない。王正廷と宋子文の賣國の罪について、もとより許されるものではない」[19]。比較的穩健な政治的態度をとり、外交問題に關する最も權威ある評論誌として知られていた『東方雜誌』すら、政府の努力に言及する一方、日中關稅協定に關してはきわめて消極的な評價を下していた。「國民政府が威海衞回收協定を（イギリスとの間に）結んだのに引續き、（日本との間で）こうした關稅協定を成立させたことは外交上の大きな進展といってよい。しかしながらその協定內容についてみてみると、その中の非常に多くの箇所において、我國の利益と國權に影響するところきわめて重大と考えざるを得ない部分がある。……總じていえば、ないよりはましと慰められる程度のものだといわざるを得ない」[20]。

關稅協定を結ぶこと自體については理解を示す一部新聞の場合も、國民政府の祕密外交という手法に對しては、嚴しい批判の鉾先を向けた。「中日互惠協定は、今日兩國が置かれた狀況からするならば、まことに避け難い理由が存在している。……もし中國が保護關稅政策をとり低級品の廉價な日本製品から高關稅を徵收するようになるならば、われわれがそうした製品を自ら製造することが容易になり、日本側は工場を閉鎖するほか道がなくなるであろう。これは日本の存立と深くかかわる事態であるから、輕々に讓步することなどできないのである。……（とはいえ）中國政府が日本と祕密交涉を進め、國民の目を欺き、疑惑の念を生じさせるようになるよりも、交涉內容を公開し、日本と妥協せざるを得ない苦衷について、國民の間から諒解を得るようにしていくことが望ましい」[21]。

それでは國民政府は、このような商工業者主體の反對運動の盛上がりと國內世論の激しい反發に直面しながら、なぜあえて祕密交涉という方法まで用いて、日中關稅協定の調印に應じたのであろうか。協定草案調印後、半月ほど經てから、王正廷外交部長は互惠品目について日本側と交涉した際の原則に觸れ、次のように語った。「中國側の事情からいえば、關稅稅率をお互いに低く抑える互惠條約といっても、當然、我方には惠み少なく相手方に惠みが多くなる。そこで外交部

としては三つの原則を立てた。それは、①互惠品目の種類を少なくしなければならない、②互惠稅率適用期間を短くしなければならない、③互惠品目の輸入總額を同程度にしなければならない、の三つである。……このたび日本と結んだ關稅協定は、かかる原則に基づいて處理したものである」[22]。さらに正式調印が終わった後になっても、改めて王正廷は互惠品目に關する交渉の際の原則に言及している。「このたびの交渉でもこの原則は堅持されている。品目數は當初案の五分の四に削減したし、期限も一年ないし三年へと短くされている。……我國の關稅自主權は、日本との關係を除き、どの國との間でも明確に根據づけることができていたのだが、日本だけは默認狀態であって正式に承認したわけではなかった。このたびの協定により、日本も我國の關稅自主權を承認したのである」[23]。要するに國民政府側の說明によれば、關稅自主權を完全に回復するため、彼らは上記の三原則を堅持しつつ互惠稅率協定の交渉にあたったということになる。では本當にこの原則は貫徹されたのだろうか。以下、史料的制約のため、主に日本側の外交文書に依據しつつ檢討を進めたい。

第三節　日中關稅協定の交渉過程

關稅問題に關する交渉開始という先に述べた本國政府の指示を受け、日本の臨時代理公使として一九三〇年一月一六日、南京に赴いた在上海重光葵總領事は、その日のうちに王正廷外交部長及び宋子文財政部長と相繼いで面談し、關稅問題に關する基本的な立場を再確認してまわった。そして「現行稅率ヲ急激ニ變更スルカ如キ意向無シ」、「全體ノ空氣モ大體ニ於テ良好」との中國側の樣子が確かめられたのを踏まえ、重光は、上海に戻った後、宋子文に對し日本側の基本方針を說明し交渉を進めていくという判斷を固めた[24]。

（一）　稅率据置品目に關する交渉

二〇日、上海の宋子文邸を訪れた重光の說明は、日中間の通商條約全般の改訂問題は先送りし、關稅問題の單獨解決を

圖ることを前提として、關稅協定の日本側原案まで提示するものになっている。日本側原案は、日本から中國への輸入品一九品目（一・綿糸及び綿製品、二・綿絹交織品及び人絹織物類、三・毛織物類、四・海產物、五・小麥粉、六・椎茸、七・砂糖、八・陶磁器及び琺瑯製品、九・ボタン、一〇・傘類、一一・鏡、一二・ズック靴類、一三・時計及び同部品、一四・帽子類、一五・醫藥品、一六・魔法瓶、一七・電機機器及紡織機器等、一八・玩具、一九・自轉車及び同部品）について、向こう五年間以上の輸入關稅稅率据置を要求する內容だった。これに對し宋子文は、ただちに「品目ノ多キコトヲ『コンプレーン』」するとともに、とりあえず「据置期間ハ三年トシタシ」との當座の希望を述べ、同案の檢討を約して別れた。(25)

あくる二一日、關稅署署長張福運を伴って重光の公邸を訪れた宋子文は、前日の日本側原案に對する中國側の見解を明らかにした。それは、①提案番號五・小麥粉、並びに一七のうちの織布機については稅率据置に同意、②提案番號一・綿糸及び綿製品、四・海產物、六・椎茸、八のうちの琺瑯製品、九・ボタン、一〇・傘類、一一・鏡、一二・ズック靴類、一五・醫藥品、一七・電機機器及紡織機器等、一八・玩具（但しスポーツ用品を除く）については、その內の一部に對する「多少ノ增率」を條件として、基本的に稅率据置に同意、③提案番號二・綿絹交織品及び人絹織物類、三・毛織物類、七・砂糖、八のうちの陶磁器、一三・時計及び同部品、一四・帽子類、一六・魔法瓶、一七・電機機器及紡織機器等〔すでに②で擧げられているが、とりあえず原文のまま擧げておく―引用者注〕、一八のうちのスポーツ用品、一九・自轉車及び同部品については稅率据置困難、というものである。とくに提案番號二・綿絹交織品及び人絹織物類について、宋は「支那國內絹布業者ノ反對強ク」稅率据置は困難だとし、七・砂糖については「將來財政上ノ目的ヨリ多少增率スル必要ニ迫ラルル」可能性があるとの說明を加えたほか、③に擧げた他の品目については「日本ノ貿易額他國ニ比シ少キカ又ハ日本品多額ナルモ日本ノ對支貿易ノ重要品ニアラサル」ものだとして、稅率協定から除外することを要求した。これに對し日本側は、約八〇〇に近い課稅對象品目のうち稅率協定の對象品目としては「四、五十ヲ要求スルニ過キ」ないと反論しつ

つも、さらに交渉を繼續することになった。(26)

翌二二日の交渉で、中國側は、前日の見解の②（一部に對する「多少ノ增率」を條件として基本的に稅率据置に同意する品目）に含まれていた綿糸布並びに海產物の一部などについて、具體的に二・五％ないし五％の上げ幅で「將來財政上ノ目的ノ爲引上ヶ得ル餘地」を殘すことを求めた。日本側は「本邦ノ最重キヲ置ク綿布」の大部分に對する增稅は「夢想タモセサル處」、「關係業者ノ利益ノ margin カ僅少ナレハ二分五厘ノ增率ニテモ貿易ヲ阻止スルニ至ルヘシ」などと述べ強く反發、兩國間で激しい應酬がかわされながら、中國側見解の②の條件の適用對象を特定する作業が進んだ。そのほか砂糖、人絹織物類、陶磁器などについても、稅率据置の對象品目に含めることを求める日本側と、對象品目から除外し稅率引上げをめざそうとする中國側との間で對立は解けなかった。宋子文は改めて人絹織物類を稅率据置品目に含むわけにいかない理由について言及し、「織物業者ヨリ猛烈ナル請願アリ政治問題トナリ居ル」と語っている。(27)

二三日、宋子文は重光との單獨會見を申し入れ、最終的な中國側提案を提示した。「斯カル協定ヲ結ハハ一般ノ攻擊ハ免カレス」と宋は豫想される國內世論の嚴しい反應に言及しつつ、「自分ニ於テ責任ヲ採ル」立場で「工商部邊リノ專門家トモ協議ヲ重ネ」た末、「自分ノ讓步シ得ル最終ノ案」として次のような內容を示したのである。まず品目については、それまでの中國側主張を踏襲し、あくまで絹綿交織品、毛織物、砂糖、陶磁器などを稅率据置品目から除外するとともに、二・五％增率の餘地を認める稅率据置品目の中に一部綿糸布を含めることを求めた。また協定期間についても「〔國民政府〕內部ニ於テハ之ヲ二年トシ僅少ノモノニ付テノミ三年トスヘシ」の主張すら強まっている、として日本側の五年間という要求をはねつけ「全部ニ付三年トスル」線を讓らなかった。これに對し重光は、稅率据置品目については「先方ノ態度ニ顧ミ其ノ最後案ヲ根本的ニ覆スコトハ不可能」と判斷し、品目の大枠について承認するとともに、「多少ノ增率」を認める稅率据置品目の增率許容範圍を一律に二・五％にすることを逆提案し、宋の承諾を得た。(28) こうして稅率据置品目に關しては、當初日本側案にあった一九品目をおよそ二割削減した一五品目程度で、日中間の合意が成立した。

なお日本の大藏省主税局が作成した資料によれば、日本側當初案と最終合意案とを比較してみると、日本から中國への税率据置品目の輸出合計額で見た場合、およそ二二ないし二五%程度が税率据置の對象から除外されたことになる。(29)

この後は、税率据置に關する條約の形式と文章表現、中國の對日輸出品の税率据置對象品目の確定、税率据置の有效期閒の確定等々をめぐり日中兩國閒の交渉が續けられていくことになる。

税率据置品の日本から中國への輸出額

單位：圓

年	當初案	合意案
1927	216,380,428	161,357,044(25.43%減)
1928	273,826,956	204,358,090(25.37%減)
1929	253,289,430	196,710,888(22.34%減)

(二) 條約形式に關する交渉

條約の形式と文章表現については、次のような形で問題になった。交渉を始めた當初、日中兩國の交渉擔當者であった重光葵臨時代理公使と宋子文財政部長は、兩國閒の關税條約(treaty)という形式の文書をまとめることで一致していた。しかし途中から交渉に參加してきた王正廷外交部長が「agreement ノ形式トセハ支那側ノ關スル限リ批准ノ必要ナシ」との理由を擧げ、關税協定(agreement)という文書形式を採用することを主張したため、日本側との閒で暫く紛糾が生じたのである。(30) では王正廷は、なぜ批准手續を回避しようとしたのか。元來、成立早々の國民政府は國民の支持を得るため民族主義的な政策の推進を打ち出しており、對外關係の面でも「革命外交」を標榜し、改訂期限が到來した古い條約を關税自主權回復と治外法權撤廢などを盛り込んだ平等な新しい條約に改訂することを方針にしていた。(31) 日本との閒でも、本來はそうした條約改正が課題になっていたため、外交部長の王正廷としては「日本ト關税條約丈ヲ締結スル事ハ主義上頗ル困難ニシテ一般ヨリモ非常ナル反對ヲ受クヘキニ付自分モ甚タ困リ居ル」という立場に置かれていたのである。そこで中國國內世論の反發を少しでもやわらげ、批准手續という障害を回避するために案出した方策が、關税協定と

いう文書形式の採用だった。(32)「『アグリーメント』トスルモ我方ニテハ批准ノ形式ヲ採ルコト必要」との判断に立ち、對外條約として批准手續を行う方針であった日本側も、最終的にはこうした王正廷の主張を認め、一應「協定」という形式を認めることになった。ただし批准手續を行う日本側の立場と批准手續を省略しようとした中國側の立場とを折衷させる必要から、通常であれば書かれるべき批准手續に關する事項を協定もしくは附屬公文中に明記せず、そのかわりに關稅協定第五條に「本協定ハ其ノ署名ノ日ノ後十日目ヨリ實施セラルヘシ」との奇妙な文言が盛り込まれている。(33) 結局この措置が原因になり、日中關稅協定正式調印後の五月半ばになってから、國民政府の立法機關である立法院において紛糾が發生した（第四節）。

（三） 稅率据置期閒に關する交渉

次に稅率据置の有效期閒をめぐる日中閒のやりとりを見ておこう。日本、とくに本國政府の側は、五年閒の有效期閒という要求に固執した。一月二四日、幣原外相は重光臨時代理公使に對し「稅率据置期閒ハ五年ヲ最小限度トスルコトハ極力固執セラレタク、國定稅率ト雖モ一旦制定後三年位据置クハ普通ノ例ナレハ、之レ位ノ短期閒拘束ニテハ協定ノ利益ニ乏シトテ內地官廳閒ニモ強キ反對アリ」と命じ、さらにその直後、宋子文との交渉內容に關する最新の情報を踏まえ、改めて「宋ノ提案タル三年ニテハ餘リニ短キニ過クルハ往電公第一二號ノ通ナルニ付、萬策ヲ盡シテ五年案ヲ固執スル外ナシ」と訓電した。(34)

さらに稅率据置の對象品目數や厘金・沿岸貿易稅等の廢止明記などについて日中兩國閒の合意が成立した後も、この稅率据置期閒に關する限り、日本側は「關係者トノ議ヲ纏ムル關係モアルニ付」と日本國內の對華輸出業者や對華輸出品製造業者の合意を取りつけるための困難さを示唆したり、中國の對日輸出品中の稅率据置品に日本側が當初豫想していた以上の品目が含まれることになり「我方ノ犧牲ハ支那側ニ比シ寧ロ大ナルヤノ感アリ」としながら、五年閒据置という要求

を容易に譲ろうとはしなかった。實際、本章第一節で觸れたとおり、日本國内の經濟團體からは「成ルヘク長期間ニ亙ル」稅率協定の締結が要望されている。[35]

しかし二月末にいたり、ついに日本側は「協定期間五年ノ主張ノ達成ハ困難ト認メラルルニ付、御見込ニ依リ四年、萬已ムヲ得サレハ新國定稅率實施後三年トシテ妥協セラレ度」との本國からの訓電に基づき、稅率据置期間五年間という要求を引き込めた。[36] 最近の日本の研究によれば、この背景には中國側の巧みな交渉術があった。すなわち當時、國民政府内部の主導權爭いに端を發し、南北大戰と呼ばれる大規模な内戰が始まろうとしていたが、その直前にあたるこの時期、南京の中央政府との對決姿勢を強めていた山西省の閻錫山に對し、日本から武器輸出が行われたとの報道がなされた。中國側がこの問題を交渉の場に持ちだしたことから、日本側は「日本政府トシテハ支那ノ内亂ニハ何等關係ナキモ南京政府ハ日本ノ承認シタル政府ナレハ之カ基礎ノ固マルコトハ大イニ希望シ居ル次第ニテ……」と釋明に努めなければならなくなり、關稅協定の期間の問題についても、強硬姿勢をとり續けることが困難になったと指摘されている。[37] むろん日本側が譲歩を決めた基本的な條件は、本章第一節で言及したとおり、「平和的日支の國交刷新」を掲げ、いわゆる第二次幣原外交を進めざるを得なかった濱口内閣の存在と、同内閣を取卷く國際的國内的な諸條件に求められなければならない。

その後、三月七日から八日の日中交渉によって最終的に日中關稅協定草案の條文細目が確定され、兩國政府の承認を經て、三月一二日、重光葵と王正廷が南京で協定草案に調印するに至った。[38] 正式の調印は、やはり兩人によって五月六日に行われている。[39] 協定の發效は正式調印の一〇日後と規定されていたが、こうした批准手續きに相當する規定の解釋をめぐり、國民政府の立法院と行政院の間で一波亂が持ち上がったことは、第四節で述べるとおりである。

一月末以來三月初めまでの交渉經過を全體としてみてみると、日中兩國とも、それぞれある程度の譲歩を強いられたことが判明する。中國側は關稅自主權を獲得したとはいえ、反面、一部の品目について稅率据置協定を結ばざるを得なかった。一方、日本側は稅率据置協定を結ばせるのに成功したとはいえ、稅率据置品目は當初原案の八割程度に減らされ、稅

率据置期間も當初原案の五年閉が三年閉ないしは一年閉に短縮されていた。それぞれの國が示した譲歩の程度を比較するのは難しい。しかし税率協定の品目と期閉が相當に限定され、三年後の失效が明確に規定されていたことを考慮すると、關税自主權という最も基本的な財政的經濟的對外主權を回復した點において、中國側が得たものはきわめて價値ある內容であったといえよう。

第四節　立法院の異議申立て

日中關税協定が正式に調印された後、國民政府の內部で紛糾が生じた。政府に任命された委員からなる立法機關、立法院において、同協定の批准手續きをめぐり、異議が申立てられたのである。五月一〇日の立法院第八八回會議に出席した衞挺生・王用賓・劉克儁・陳長蘅・馬寅初・邵元冲らの立法院委員は「調印一〇日後から發效という關税協定第五條の規定は、對外條約の批准手續きを取り決めた國民政府組織法第二五條第二項に違反している」との提議を出した。(40) ここにいう國民政府組織法は、一九二八年一〇月八日に公布されたものであって、その第二五條には「立法院は國民政府の最高立法機關である。立法院は法律案、豫算案、大赦の提案、宣戰の提案、講和の提案、條約案及びその他の重要な國際案件について、議決する職權をもつ。」と明記されている。(41) 一〇日の立法院會議における討論の結果、行政院に對し協定本文、附屬公文、交涉議事錄等の立法院への提出を求めることになり、申入れが行われた。(42)

以上のやりとりに基づく審議は一二日の立法院第八九回會議、並びにその後の法制・外交・財政・經濟・軍事の五委員會合同審査會で行われた。第八九回會議には立法院側の求めに應じ王正廷外交部長も出席して事情を說明したが紛糾、午前九時に始まった會議が午前一一時半になってもまだ終わらなかったという。(43) 同日の午後に開催された五委員會合同審査會は、そのためにとくに設定されたものだったようである。そして翌一三日の立法院第九〇回會議で、一二日の審査結果を踏まえ「發效時期に關しては、文章表現が粗略に過ぎるとはいえ法規に反しているわけではなく、税率に關する諸事項

も、一定の期間内であれば認められるべきものなので、この協定を承認する。ただし協定第五條の發效時期の文章表現に關しては、今後は同様の粗略な措置を許すことなく、弊害を生じないようにすることを要望する。また主管機關に對し、今後は國民政府組織法第二五條第二項の規定に注意し、責任を明らかにするよう命じることを要望する。」との決議が採擇された。(44) 翌一四日に開催された國民政府第四回臨時國務會議も立法院側の主張を受入れ「以後、國際案件の處理に當たっては、こうした手落ちのないよう主管機關に命令する」旨が決議され、とりあえず今回の紛糾は落着した。(45)

上記の立法院第九〇回會議決議と國民政府第四回臨時國務會議は、附屬公文第四文書の無擔保債務に關する取り決めに關しても、國民黨の對外政策の第四條と第六條を參照することを附言しており、立法院側の主な關心が中國の對外的主權の回復確保にあったことを示唆している。(46) このことからも知られるように、日中關稅協定第五條をめぐる紛糾はけっして單なる批准手續き上の問題ではなかった。立法院は、同協定が中國の關稅自主權を制約することに對し、手續き上の問題を手がかりに批判を加える機會を持てたのであった。

なぜ立法院はこのような立場をとったのであろうか。そもそも立法院の設立は、一九二八年一〇月一〇日、國民政府が行政・立法・司法・考試・監察の各院から構成される五院政府として發足した時にさかのぼる。立法院長に就いた胡漢民は、「政治的經歷の上で國民黨に背いたことがなく專門的な學識も備えていること」を條件に人選を進め、蔣介石に近い邵元沖らとも協議を重ねた末、同年一〇月三一日、四九人の立法院委員を選任した。(47) 立法院の中には法制・經濟・財政・軍事・外交の五つの委員會を設け、それぞれに五人の委員を選出している。

院長に胡漢民が就いていたことから、彼の政治的影響を強めるための政治機構になっていたという一面は否定できない。しかし毎週土曜日に精力的に開催された立法院會議の記錄を追っていくと、派閥抗爭のための機關というよりは、むしろ國民政府の統治體制を確立するための法制整備に向け、きわめて大きな貢獻をなした專門家集團という性格が強かったことに氣づかされる。北京政府時代の國民黨系國會議員など、やや年配の著名人も加えられているが、彼らの存在はあ

まり目につかない。今回の日中關稅協定問題で發言したのも、留學經驗があり財政・經濟・法律の專門家としての力量を備えていたメンバーばかりであり、そのうち衞挺生と陳長蘅は財政委員會の、また邵元冲と馬寅初は經濟委員會に屬していた。財政委員會は委員のうち實に四人までがアメリカのミシガン大學留學經驗者で占められ、近代的な財政システム確立のための法制整備に力を注いでいた。(48) また經濟委員會は勞働法、土地法、農民銀行條例、公路條例、鑛山法、森林法などの制定を進めた。(49) こうした活動を進めていた立法院委員たちにとって、王正廷外交部長と宋子文財政部長とが競い合い、いわば「超法規的」なやり方で推進されていた條約改正交涉は、必ずしも好ましいプロセスと內容には見えなかったものと思われる。すでに一年四箇月前の一九二九年一月にも、ベルギー・イギリス・ドイツ・フランス・オランダ・スイスの各國と中國との閒の條約の批准問題で、立法院會議が紛糾したという經緯があった。(50) 日中關稅協定の際の紛糾は、同樣の問題の再燃という面も持っていたのである。

民意を反映する仕組みとしてはきわめて不十分なものだったとはいえ、立法院の存在は、客觀的には、第一節で述べたような中國國內の民族主義的世論の一端を國民政府の政策決定過程に反映させる意味を持っていた。一方、日中關稅協定の交涉に當たった宋子文や王正廷にとってみれば、彼らは立法院における議論のような國民政府部內の民族主義的な潮流に對しても常に注意を拂う必要があったのであり、その點からしても日本側の要求を簡單にのむわけにはいかなかったのである。

第五節　三〇年關稅の編成

日中關稅協定の成立によって關稅自主權を獲得した中國が、初めてその權利を行使して編成した輸入稅率が三〇年關稅であった。國民政府は一九三〇年一二月二九日にこの新國定稅則を公布し、三日後の一九三〇年一月一日から施行した。三〇年關稅は六四七品目の輸入品に對し、五～五〇％の一二段階に分かれた稅率を定めている。稅率が引上げられたもの

に、五〇%の酒・タバコ類、四五%の絹織物・人絹織物類、四〇%のマッチと陶磁器、三五%の毛織物、砂糖、高級食材等、三〇%の麻布、生糸、ガラス、洋傘等があり、税率が引下げられたものには、五～七・五%の機械車輛類があった。ここでは三〇年關税の編成過程を分析するとともに、それを通じて國民政府の關税政策の政策意圖と政策決定要因を考察するようにしたい。

（一）財政部原案の作成とその施行延期

關税自主權回復以降の關税税則については、財政部國定税則委員會[51]がその編成作業を進めており、工商部も同委員會に擔當者を派遣していた。一九二八年一二月公布・一九二九年二月實施の二八年關税は「試行期閒一年」と規定されていたため、元來、一九三〇年二月までに新關税を公布することが求められていた。實際、一九二九年一一月末、第二〇六回中央政治會議は「現在、明年二月一日という期限が閒近に迫っており、わが國の商工業を保護するため、關税税則を早急に改訂しなければならない。財政部に對し一二月二〇日までに工商部との合同會議を開き、新關税税則を決定するように命じることを要請する」との王正廷・孫科連名の提案に基づき、財政部に對し新税則草案を早急にまとめる指示を決議している。[52]

その後一二月二八日附の工商部の「進出口税則意見書」に附された説明によれば、同部の擔當者が、實際、前記の指示に從って財政部國定税則委員會に出席し、關税税則の編成作業に加わっていた。ただし「新しい輸入税則の編成作業は、第一一一號から第七一八號までの税則番號の品目については完了しており、その税率も工商部の政策とほぼ符合するものになっている。しかし生糸と綿糸布關係の第一號から第一一〇號までの品目については、まだ改訂作業が終わっていない。……税則を期限内にまとめるのは困難であるように思われる」と記されており、原案作成にかなり手閒取っていた模様がうかがえる。[53] したがって同じ頃、財政部長の宋子文が日本の外交官に對し「實ハ國定税率草案ハ既ニ作成濟ナルカ

……」と語ったのは、そのすぐ後に「實施ニ付テハ是非トモ日本側トモ協議スルヲ要スル次第ニテ、自分トシテモ之ヲ希望シ居レリ。然ルニ他方若シ目下ノ狀態ニテ進マハ、結局二月一日トナリテ自分ニ於テ右國定稅率ヲ實行セサルヘカラサル羽目ニ強制セラルルコトトナル」と言葉を續けていることから知られるように、日本側に關稅問題での外交交渉に應じるよう促すための、やや誇張された發言だったと見てよい。(54)

しかも國民政府にとって、問題は三〇年關稅の中身だけではなかった。それをどのように公布し施行するかも、微妙な要素を含む檢討課題だったのである。當時の新聞報道は「斷固として公布するか、それとも外交當局がまだ中國の關稅自主權に同意してない國〔引用者注、いうまでもなく日本を指している〕と協議を進めるのをまって公布すべきか、一月七日の行政院會議で財政部長の宋子文と外交部長の王正廷から報告が提出され、討論される」と傳えている。(55)

その後、宋子文の前記發言なども踏まえつつ、翌一九三〇年一月から關稅問題をめぐる日中間の外交交渉が始まったのは、すでに前節で觸れたとおりである。當然、この交渉の決着がつくまで、新稅則の公布施行は先送りとなった。加えて當時、銀の國際價格が低落傾向にあり、それにともなって中國銀元の外國爲替レートも低落していたことから、金通貨圈の諸外國から銀通貨圈の中國に輸入される商品の價格が上昇しつつあった。これは結果的に中國の國內產業に對し保護關稅の設置にも似た效果をあげることになり、保護關稅實現の切迫性を弱めていた。(56)そのため三〇年關稅の制定に對しては息繼ぎ期間が與えられたともいえ、同關稅の編成作業はその後も時日を費やして進められていくことになった。

なお外爲レートの低落は、外貨に換算した場合の關稅收入が目減りしてしまうという問題も生じており、これは內外債の債務償還基金として關稅收入が使われていたことを考えると、國民政府にとっても由由しき問題であった。しかしこの點については、「海關金單位」制を導入し關稅徵收の際の通貨單位を金貨建に切り替えることにより解決が圖られた。この措置が有效であったことについては、財政部自身、「關稅を擔保とする債務並びに賠償金の支拂は金貨建で計算されるため、銀價格の低落につれて爲替差損が增加する。從來、これへの對策はきわめて困難であった。しかし本年〔一九三〇

年）二月、輸入品に對する關稅を金單位で徵收するようになってから、たいへん都合が良くなった。」と評價している。[57]

その後、一九三〇年夏頃までに財政部國定稅則委員會がまとめたと見られる三〇年關稅の原案は公表されていない。しかしいくつかの史料から推測する限り、保護關稅と言うよりは財政關稅的な色彩が強いものだったようである。たとえば財政部が新關稅の制定問題で立法院に提出した說明書は「債務並びに賠償金を支拂うために、從來の稅率五%の關稅では不足する。……今後もし金價格がさらに上昇を續けるならば、その狀況に對應するのは困難になろう。」と、財政上の必要性をもっぱら強調していた。[58]

一方、財政部とは異なる立場から、工商部は保護關稅の必要性を說いている。「國際的な經濟侵略がきわめて激烈な今日にあって、國內の商工業はなお初期的な發展段階にあるのだから、當然、國內產業に對する保護主義を採用して關稅政策を決定し、經濟侵略を阻み工業の發展を圖らなければならない。」というのが、前にも引いた一九二九年末の工商部意見書の主張であった。[59]

（二）財政部原案の修正過程

一九三〇年七月、國民政府第八六回國務會議が財政部國定稅則委員會の稅則草案を立法院の審議に付すのを決めたことを受け、八月二日の立法院第一〇三回會議は同草案を立法院內の財政委員會の審議に付すことを決定した。[60] 毎回列席した國定稅則委員會側の說明を聞きながら、財政委員會は九月四日の第三四回會議から一一月二五日の第四五回會議に至るまでの間に、三〇年關稅草案の審議のみを目的とする會議を全部で八回開催、稅率の妥當性を各品目ごとに逐一檢討し修正を加えている。第三讀會まで念入りに見直しが行われ、延べ三八時間半もの時間が關稅草案の審議に費やされた。[61] その審議の模樣について、一一月末、ある新聞記事は次のように報じている。「輸入稅の稅則草案は、すでに二箇月以上立法院財政委員會で審議されてきた。品目數が多いため審議には大變な時日を費やし、しかも財政部から隨時關連資料を取り寄

せながらその作業を進めなければならなかった。現在、ほとんどの作業を終えており、ここ二週間の内には立法院の全體會の討論にかけられることになろう」[62]。そのほかの新聞報道などを總合すると、立法院財政委員會に於ける審議を通じ、工業用原料となるいくつかの品目に對する稅率が引下げられるとともに、全部で六四七品目ある内、紙卷タバコ、洋酒、人絹織物類など約二六〇品目に對する稅率が引上げられたという。一連の原案修正について、タイムズ紙の特派員は、中國の經濟界が強い影響力を發揮した、と指摘している[63]。こうした點から言えば、折から開催された全國工商會議での討論内容が注目される。

全國工商會議は一九三〇年一一月一日から八日まで首都南京で開催され、國民政府の各部代表、各地の省市代表、商工業界の指導者、エコノミスト、海外華僑、工商部の關係者ら二二〇人以上が出席、商工業の振興に關する四二〇件以上の提案について討議した。工商部長の孔祥熙自身の發言によれば、今回の會議は「經濟建設に努力するという精神の下、官民協力の出發點を築いたもの」であった[64]。換言すれば、國民政府として、民間の經濟界有力者やエコノミストらに發言・提案・討論の機會を與えるとともに、彼らの政府に對する支持を固めることが企圖されていたものと思われる。むろん工商部と孔祥熙自身の地位を強化する狙いも含まれていたであろう。

會議は分科會に分かれて進められ、關稅問題は金融・稅制について扱う第四分科會で討論されている。この分科會で取りあげられた六三件の提案の内、一二件が關稅問題に言及していた。主なものを列擧すると、上海の經濟團體、中華國貨維持會の委員王介安による「國產品の輸出稅を減免し外國品の輸入稅を引上げ、國產品の維持に資するための提議」、上海市商會主席の王曉籟・同會常務委員の虞洽卿・中國通商銀行監査役の方椒伯の三者連名による「關稅保護政策を實行し、國產品の輸出稅を免除するとともに、外國品の免稅及び戻し稅特權を撤廢し、稅收の維持を圖ることを要請する提案」、蘇州商會主席の程兆棟による「國定稅率實行の提案」、青島商會主席の丁長昇による「國定稅則の早期公布の提案」などであり、いずれも中國國内商工業者の保護關稅實施要求を反映した内容になっている[65]。中でもひときわ目立つ存在だった

のが、上海市商會主席王曉籟らの三者連名提案であった。提案者の顔ぶれの豪華さ――三者とも一九一〇年代末から二〇年代にかけての上海經濟界をリードしてきた有名人たちであった――もさることながら、提案の趣旨説明において新國定稅則をめぐる政策決定過程に言及し、「すでに立法院の審議に付され、近日中に公布施行されるものと聞いている」との認識を明確に提示した上で、新輸入稅則實施以降の政策的課題を打ちだしていたからである。恐らく彼らは、立法院における三〇年關稅の審議經過をつぶさに掌握していただけではなく、様々な獨自の人的なつながりを通じ、國民政府の關稅政策に關する全般的な動向を察知しており、そうした情報を十分に踏まえ、この提案をまとめていたものと考えられる。そのほか會議に參加した企業經營者が個人の立場で關稅問題に關する提案を行っている例も見られ、彼らの關心の高さを示している。いくつか擧げておくと、無錫の慶豐紗廠經理の唐星海による「政府に對し、まず綿糸布を對象に關稅保護政策を實施することを求める提案」、振華油漆公司經理の邵晉卿による「內陸地域の苛捐雜稅を撤廢し、工業用原料に對する輸入稅を輕減し、外國製の完製品に對する輸入稅を引上げることを求める提案」などがあった。(66)

このような狀況から判斷する限り、財政部國定稅則委員會の原案を修正する原動力になったのは、上海をはじめとする沿海工業都市の商工業者たちによる保護關稅實現の要求であった。彼らの一貫した働きかけが立法院審議の場にも反映され、三〇年關稅に於ける保護關稅的な性格が強められる結果になったといえよう。實際、三〇年關稅の公布施行から三箇月を經た會議の場で、財政部長宋子文は今回の稅則制定の際の三つの原則として「①工業用原料の稅率引下げ、②すでに國產化されている分野の工業製品に對する稅率引上げ、③稅收の確保」を擧げ、保護關稅的な配慮が加えられていたことを改めて明確にした。(67)

おわりに

日中關稅協定と三〇年關稅に對し、日中兩國のどちらか一方だけが有利な結果を得たかのような一面的な評價を下すこ

とは、避けられなければならない。關税協定の交渉を通じ、日中兩國はともにかなりの程度まで譲歩を強いられている。税率協定こそ締結できたとはいえ、日本は、中國の關税自主權を明確に承認することを迫られ、税率据置の對象品目もその期間も、當初の案に比べれば相當に縮小されたものになった。一方中國は、日本という最後に殘されていた關税自主權未承認國とも協定を結び、念願の關税自主權を完全に回復し三〇年關税を公布實施することができたとはいえ、一部の品目については税率据置を約束せざるを得なかった。日中兩國の譲歩を實現した條件は、當時の國際關係、兩國の外交政策と政治的環境、兩國の商工業者の働きかけなどによって規定されている。日本の商工業者の活動と同様、中國の商工業者の活動に對しても注意が拂われなければならない。

では全體として、この過程をどのように評價することが適切なのだろうか。日中關税協定により、三年という期間さえ經過すれば、中國は全く自由に、いかなる税率協定にも拘束されず關税自主權を行使できることができるようになった。關税自主權が近代國家形成期の財政確立と經濟發展にとって持つ意義を考えるならば、この時期、中國國民政府が關税自主權を回復し得たことの意味は大きい。中國經濟の發展に對し税率協定が多少の惡影響を及ぼしたとしても、中國が得た成果は、それよりはるかに大きなものであった。

國民政府の外交活動という面からみた場合、王正廷外交部長による「革命外交」と宋子文財政部長による經濟外交とが競いあうような形で進められていたのが、日中關税協定をめぐる交渉過程における一つの特徴であった。それとともに注目されるのは、協定の批准手續きを契機に生じた立法院の異議申立てである。同院は、法律や經濟などの專門家集團的な色彩の強い立法機關として、國内世論を國民政府の政策決定過程に反映させていく固有の役割を果たしていた。三〇年關税の編成に際しても、立法院は財政部原案が商工業者の壓力で修正されていく場の一つになった。

一方、日本の濱口内閣にとって、とくに幣原外相、並びに交渉を擔當した重光代理公使にとって、日中關税協定は、日中間の外交關係を好轉させる契機にするため、締結したものであった。(68) しかし日本の對中國貿易に於ける利害關係と中國

の産業保護主義との間には多くの矛盾が存在しており、そうした事情は日中關税協定の交渉過程でもしばしば露呈することになった。そして日中關税協定の締結からわずか一年四箇月後、關東軍將校らの謀略を契機に日本の東北侵略が開始されたことにともない、日中間の外交關係の改善という課題は一頓挫を喫してしまうのである。

註

(1) 中國國民政府の歴史的性格とその經濟政策の役割に關する筆者の見解は、さし當たり拙稿「國民政府の政治體制と經濟政策」池田誠等編『中國近代化の歴史と展望』法律文化社、一九九六年參照。

(2) 研究史については、笹川裕史「中國國民政府研究」野澤豊編『日本の中華民國史研究』汲古書院、一九九五年を參照。

(3) 南京では南京國民政府の文書史料集として、中國第二歴史檔案館編『中華民國史檔案資料彙編』第五輯が江蘇古籍出版社から一九九四年に公刊された。臺北では、國民政府、外交部等の系統的に整理された文書が國史館において公開され、一般の研究者が容易に閲覧できるようになった。中央研究院近代史研究所には經濟部關係の文書があり、やはり整理公開されている。日本外交文書の刊行事業の對象もようやく昭和期に入り、きわめて水準の高い文書集が公刊された。とくに昭和五年の對中國關係外交文書を收錄した『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第四卷、一九九四年の「四　日中關税協定交渉關係」の部分は、いわゆる「松本記錄」に加え、憲政記念館所藏『重光葵關係文書』からも重要な文書を補っており、きわめて密度の濃い記錄集になっている。神山・小池・松重稿「日本外交文書解題『昭和期Ⅰ第一部第四卷』」『外交史料館館報』第八號、一九九五年參照。

(4) 副島昭一「中國の不平等條約撤廢と『滿州事變』」古屋哲夫編『日中戰爭史研究』吉川弘文館、一九八四年。

(5) 同上、一九二頁以下。

(6) 日本經濟連盟會支那問題特別調査委員會『支那關税互惠協定品目に關する當業者の意見』(一)～(九)、一九二九年。

(7) 前掲副島論文一九五～一九七頁。

(8) 拙稿「ヴェルサイユ體制とワシントン體制」歴史學研究會編『講座　世界史』第六卷、東京大學出版會、一九九五年。

(9) 『金曜會パンフレット』第四七號、一九三〇年一一月二八日、九頁、同第五四號、一九三一年三月一〇日、七頁。

(10) 在上海重光總領事→幣原外相、第一二一九號、一九二九年一〇月二〇日。外交資料館「B二〇〇　J／C　日支通商條約改訂關係一件」第四卷。なお外務省編『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第三卷、一九九三年、六五五文書、として、同書八三七～八四四頁に收錄(以下この種の書名の表記は『日外交文書』昭Ⅰ―一―三と省略)。

(11) 在上海重光總領事→幣原外相、第一二二八號、一九二九年

一〇月二二日。外交資料館「B二〇〇　J／C　日支通商條約改訂關係一件」第四卷。『日外交文書』昭I—一—三、六五七文書として、同書八四五～八四六頁に收錄。

(12) 『日外交文書』昭I—一—三、六五七文書、第八四六～八四七頁。

(13) 幣原外相→在上海重光總領事、第六號及び第七號、一九三〇年一月一〇日。『日外交文書』昭I—一—四、一九九四年、二四三文書、三二三～三三一頁。

(14) 『日外交文書』昭I—一—四、一九九四年、二六三文書、三五七～三五八頁。

(15) 『商業月報』第一二卷第二期、一九三〇年二月。

(16) 『申報』一九三〇年三月一四日。

(17) 『申報』一九三〇年二月二一日、二六日、二七日、同三月二日、一四日。また中國第二歷史檔案館編『中華民國史檔案資料彙編』第五輯第一編　財政經濟（二）、江蘇古籍出版社、一九九四年（以下、『民國史檔案資料』五／一／財經二と略稱）、一四—一九頁。

(18) 『新晨報』一九三〇年三月八日（ただし『現代支那之記錄』所收記事による）。

(19) 同三月一五日。

(20) 『東方雜誌』第二七卷第九期、一九三〇年五月一〇日。

(21) 『大公報』一九三〇年三月一〇日。

(22) 『申報』一九三〇年三月二九日。

(23) 『益世報』一九三〇年五月一六日。

(24) 重光臨時代理公使→幣原外相、公第八號、一九三〇年一月一六日。『日外交文書』昭I—一—四、二四九文書、三三五～三三七頁。同上、公第一四號、同月一七日、同二五〇文書、三三七～三三八頁。同上、公第一五號、同日、同二五一文書、三三八～三三九頁。以下の交渉過程の分析は、中國側の文書資料が見いだせないため、主に日本側文書に依據している。なお宋子文は週末上海の私邸に帰るのが常であった。

(25) 重光臨時代理公使→幣原外相、公第二八～三二號、一九三〇年一月二一日。『日外交文書』昭I—一—四、二五六文書、三四四～三四九頁。

(26) 重光臨時代理公使→幣原外相、公第四〇號、一九三〇年一月二二日。『日外交文書』昭I—一—四、二五八文書、三五一～三五二頁。

(27) 重光臨時代理公使→幣原外相、公第四七～四九號、一九三〇年一月二三日。『日外交文書』昭I—一—四、二六一文書、三五四～三五六頁。

(28) 重光臨時代理公使→幣原外相、公第五五～五六號、一九三〇年一月二四日。『日外交文書』昭I—一—四、二六四文書、三五八～三六一頁。

(29) 大藏省主税局「日支關税協定ニ關スル我方提案品目の輸出額調」一九三〇年二月、大藏省財政資料室『昭和財政史資料』第九號　支那　日支關税協定（二）、Z809／35／12。

(30) 在南京上村領事→幣原外相、第一二一號、一九三〇年二月三日。『日外交文書』昭I—一—四、二八五文書、三九二～三九四頁。

(31) 李恩涵『北伐前後的「革命外交」(1925—1931)』中央研究

院近代史研究所、一九九三年。

(32) 同上。

(33) 幣原外相→在南京上村領事、第一五號、一九三〇年二月五日。『日外交文書』昭Ⅰ—一—四、二八七文書、三九五～三九六頁。幣原外相→重光臨時代理公使、公第九四號、一九三〇年二月一〇日。『日外交文書』昭Ⅰ—一—四、二九七文書、四〇八頁。

(34) 幣原外相→重光臨時代理公使、公第一二號、一九三〇年一月二四日。『日外交文書』昭Ⅰ—一—四、二六五文書、三六一～三六二頁。同、公第一四號、一九三〇年一月二四日。『日外交文書』昭Ⅰ—一—四、二六七文書、三六二～三六三頁。

(35) 幣原外相→重光臨時代理公使、公第三一號、一九三〇年一月二六日。『日外交文書』昭Ⅰ—一—四、二七三文書、三七五頁。幣原外相→在南京上村領事、第一九號（重光臨理代理公使へ傳達）、一九三〇年二月六日。『日外交文書』昭Ⅰ—一—四、二九一文書、三九八～三九九頁。

(36) 幣原外相→重光臨時代理公使、公第一一九號、一九三〇年二月二二日。『日外交文書』昭Ⅰ—一—四、三〇〇文書、四一〇～四一三頁。

(37) 重光臨時代理公使→幣原外相、公第二四一號、一九三〇年二月二二日。『日外交文書』昭Ⅰ—一—四、三〇二文書、四一五～四一六頁。小池聖一等「日本外交文書解題『昭和期Ⅰ第一部第四卷』」『外交史料館館報』第八號、一九九五年三月、一一〇頁。

(38) 重光臨時代理公使→幣原外相、公第二六二號、一九三〇年三月七日。『日外交文書』昭Ⅰ—一—四、三〇七文書、四一八～四二一頁。幣原外相→在中國各公館、合第一一〇號、一九三〇年三月一三日。『日外交文書』昭Ⅰ—一—四、三一〇文書、四二五～四二六頁。なお三月一二日が孫文の逝去記念日であったことから、中國側の希望により、協定草案署名の文書上の日附は三月一一日とされた。

(39) 日中關税協定と四つの附屬文書、並びに一つの附屬祕密交換公文の全文は外務省編『日本外交文書竝主要文書』下卷、原書房、一九六六年、一六一～一六八頁所收。中國文は王鐵崖編『中外舊約章彙編』第三册、生活・讀書・新知三聯書店、一九六二年、七九八～八〇五頁。ただし附屬祕密交換公文の記載には相違がある。すなわち『日本外交文書竝主要文書』下卷に掲載された英文の附屬祕密交換公文が、『中外舊約章彙編』においては、その内容の要點を記した議事錄（第五附屬文書とされる）のみの掲載となっている。

(40) 『立法院公報』第一八期、一九三〇年六月、「立法院會議議事錄」欄六頁。

(41) 『國民政府公報』第九九期、一九二八年一〇月、一五～一六頁。

(42) 立法院咨→行政院、一九三〇年五月一〇日、『立法院公報』第一八期、一九三〇年六月、「公牘」欄九～一〇頁。

(43) 『立法院公報』第一八期、一九三〇年六月、「立法院會議議事錄」欄八～一〇頁。『邵元冲日記』上海人民出版社、一九九〇年、六三〇頁。邵元冲は後述するように有力な立法院

委員の一人であった。

(44) 『立法院公報』第一八期、一九三〇年六月、「立法院會議議事錄」欄一〇～一二頁。立法院呈→國民政府、一九三〇年五月一三日、『立法院公報』第一八期、一九三〇年六月、「公牘」欄一～二頁。なお同じ文書は中華民國外交問題研究會『中日外交史料叢編（一）國民政府北伐後中日外交關係』一九六四年、七二～七三頁にも所收。

(45) 國民政府訓令→行政院、第二七九號、一九三〇年五月一四日、『國民政府公報』第四六九號、一九三〇年五月一五日、二～三頁。なお同じ文書は『民國史檔案資料』五／一／財經二、一九～二一頁にも所收。また同じ趣旨の文書として、國民政府公函→立法院、第三二六六號、一九三〇年五月一五日、國民政府檔案（檔號 0641.50／5060.01）、國史館藏。

(46) 一九二四年の第一次全國代表大會を通過した國民黨政綱の對外政策は、外債は中國が損失を受けない範圍内で償還すること（第四條）、北京政府が起債した外債のように、人民の幸福につながらず軍閥の維持に役立っただけのような外債の償還には責任を負わないこと（第六條）などが規定されていた。中國國民黨中央委員會黨史委員會『革命文獻第七十輯　中國國民黨黨章政綱集』一九七六年、三八三頁。これによれば、日中關税協定で言及された北京政府時代の日本からの借款については、償還すべきではない、ということになる。

(47) 立法院委員の名簿が中央政治會議を通過したのは一九二八年一〇月三一日、就任式は同年一二月五日だった。蔣永敬『民國胡展堂先生漢民年譜』臺灣商務印書館、一九八一年、四三四～四三五頁。邵元冲が人選の相談にあずかっていたことは、前掲『邵元冲日記』四六八頁、一九二八年一〇月二二日の項など參照。

(48) 『衞挺生自傳』中外圖書出版社、一九七七年、一〇二～一〇五頁。鄧召蔭委員長以下のメンバー略歴は下記のとおり（徐友春主編『民國人物大辭典』河北人民出版社、一九九一年、等による）。

鄧召蔭：一八九三年～、廣東人、アメリカ留學。ミシガン大を經てハーバード大に學ぶ。廣州國民政府財政部祕書、同部學海關監督など歴任。

衞挺生：一八九〇年～、湖北人、日本留學後、アメリカ留學。ミシガン大に一年在學、ハーバード大で經濟學修士號取得。國定税則委員會委員も經驗。

陳長蘅：一八八八年～、四川人、アメリカ留學。ミシガン大を經てハーバード大で經濟學修士號取得。北京大學等の教員を務めた後、國民政府財政部祕書。抗日戰争期には重慶市曾家岩五〇號にあった彼の家が貸出され、共産黨の周恩來らの活動據點になった。

曾傑：一八八七年～、湖南人、日本留學、一度歸國した後アメリカ留學。オベリン大（前掲『衞挺生自傳』によればミシガン大）。國民政府參事。

王用賓：一八八一年～、山西人、日本留學。法政大。民國成立後に參議院議員。

劉盥訓：一八七五年～、山西人、京師大學堂卒。清朝で學部の主事を務め、民國成立後は衆議院議員。

張鳳九：一八八二年～、新疆人、民國成立後に衆議院議員。

(49) 前掲『邵元冲日記』四八一、四八七頁。

(50) 前掲『邵元冲日記』四九九、五〇一～五〇二頁。また『立法院公報』第二期、一九二九年、七～一六頁の各回會議の議事錄。

(51) 國定稅則委員會の主なメンバーは下記のとおり（前掲『民國人物大辭典』等による）。

委員長（關務署署長兼任）　張福運：一八九〇年～、山東人、アメリカ留學。ハーバード大で法學士號と文學士號とを取得。北京政府の外交部に務めワシントン會議代表團にも參加。

副委員長　周典：一八七八年～、河北人、イギリスとアメリカに留學。ペンシルヴァニア大で商學修士號を取得。北京政府の農商部に務めワシントン會議代表團にも參加。

副委員長　盛俊：浙江人、日本留學。

專門委員　李幹：一九〇一年～、江蘇人、アメリカ留學、ハーバード大で經濟學修士號を取得。

(52) 行政院→財政部　密令、一九二九年一二月三日、第二歷史檔案館　全宗號一七九—目錄號二—案卷號五五三、「修訂海關進口稅則副稿（二）　海關稅則卷　第三號」內。なおこの文書は『民國史檔案資料』五／一／財經二、二九～三三頁。

(53) 『民國史檔案資料』五／一／財經二、二九～三三頁。

(54) 在上海重光總領事→幣原外相、第一四八九號、一九二九年一二月三〇日。『日外交文書』昭——一—三、六七五文書、八七七～八七八頁。

(55) 『申報』一九三〇年一月七日。

(56) 一九二〇年代末當時、銀價格の低落が保護關稅に類似した效果をあげ國內產業が成長したことについては、『中國銀行民國十九年度營業報告』一七～二〇頁の記述をはじめ、當時の經濟關係雜誌なども傳えている。

(57) 財政部→國民政府文官處　第一一五六四號密函、一九三〇年九月九日、第二歷史檔案館　全宗號一七九—目錄號二—案卷號五五二、「修訂海關進口稅則副稿（一）　海關稅則卷　第四號」內。

(58) 同上。

(59) 『民國史檔案資料』五／一／財經二、二九～三三頁。

(60) 立法院院長胡漢民　呈文、一九三〇年八月二五日、國民政府文官處→財政部　第五三一〇號密函、同年八月二七日、第二歷史檔案館　全宗號一七九—目錄號二—案卷號五五二、「修訂海關進口稅則副稿（一）　海關稅則卷　第四號」內。なお『民國史檔案資料』五／一／財經二、三七～三九頁に所收。

(61) 『立法院公報』第二六期、一九三一年二月、「立法院會議議事錄」欄六～一二五頁。通常の場合、全體會・委員會を問わず會議議事錄は翌月の『立法院公報』に掲載されていたのに對し、關稅草案を審議した財政委員會の議事錄に關してだけは、恐らく機密保護の配慮からと思われるが、關稅の公布施行後にまとめて掲載された。ただし『立法院公報』に掲載さ

れた議事錄はきわめて簡略なものであり、審議の中身までは判明しない。

(62) 『申報』一九三〇年一一月二九日。

(63) 『華北日報』一九三〇年一二月三一日、『現代支那之記錄』所收。『京報』同年一二月一日、『現代支那之記錄』所收。『東京朝日新聞』同年一二月一九日。*Times* (*London*) 2/Dec./1930.

(64) 國民政府實業部編『全國工商會議彙編』一九三一年三月。なお一九三一年一月、工商部は農礦部を併せ、實業部に改名改組している。

(65) 前掲『全國工商會議彙編』二四〇～二四一、二四四～二四六、二三七～二三八、二二一～二二二頁。

(66) 同上、二二二、二二六～二二七頁。

(67) 宋子文「國民政府十八年度財政報告書」『革命文獻』第七三輯、二五二頁（原載『中央週報』第一四六期、一九三一年三月一三日）。

(68) 小池聖一「『國家』としての中國、『場』としての中國―滿州事變前、外交官の對中國認識―」『國際政治』第一〇八號、一九九五年、一五二頁。

〔附記〕さきに「日中關稅協定的成立過程和三〇年關稅」と題した中國語論文を中國海關史第三次國際學術研討會（一九九五年五月四～六日、香港中文大學）第九セッションで報告した。本稿はその時の內容を大幅に補充訂正したものになっている。むろん基本的な論旨に變更はない。

local political and administrative reform later carried out by Ming 明 authorities during the Hongwu 洪武 era following the establishment of the Lijia institution 里甲制.

Common to Zhao's proposals and to early Ming reforms were practical aspects of administrative reform, such as the appointment of a civilian literatus and scholar to be the official counselor of the local governor, and the direct superintendence of administrative clerks via uniting central and local affairs. In addition to parallels within such practical reforms, a common ideological thread runs through Zhao's reform plans and those reforms instigated by the Ming. In order to assert that Zhao's reform plans were in fact precursors of early Ming reform, it is essential to confirm that his suggestions were actually executed in practical administrative reforms.

In general, the basis of Zhao's reform program lay in a consideration of the Gonglun 公論 in the process of the formation of local politics. This article attempts first, to clarify this characteristic of Zhao's thought, and second, to indicate the historical background of this concept.

THE SINO-JAPANESE TARIFF AGREEMENT AND THE 1930 TARIFF

KUBO Toru

This paper is an investigation of the negotiations that led to the Sino-Japanese Tariff Agreement and of the Chinese Nationalist government's decision-making processes with regard to the 1930 Tariff. The results of this investigation are as follows:

1) Both the Japanese and the Chinese governments were forced to make concessions. While the Japanese government could not but recognize the Tariff Autonomy of China, the Chinese Nationalist government was forced to promise to continue to maintain a low rate on import duties for one or three years on the several commodities imported primarily from Japan.

2) Both governments were forced to consider public opinion, especially

those of industrialists within each country. In China, numerous appeals by industrial associations to the government, in addition to vigorous arguments put forward by journalists, wielded undeniable influence. The debate in the Legislative Yuan also had an important effect.

3) The decision-making process with regard to the Nationalist government's 1930 Tariff suggests that the draft tariff table drawn up by the Nationalist Tariff Committee of the Ministry of Finance was considerably revised under pressure from industrialists. The Legislative Yuan also played an important role in this revision process.